

採用活動支援助成金交付要綱

令和3年4月1日制定
公益社団法人分県トラック協会

（目的）

第1条 この要綱は、公益社団法人分県トラック協会（以下「県ト協」という。）が人材確保対策の一環として、会員事業者が行うドライバーの確保するための諸活動を推進することにより、ドライバー不足の解消に資することを目的とする。

（助成の対象活動）

第2条 助成の対象は、原則、当該年度4月1日から2月末日までに実施した以下の人材確保活動とする。

- （1） 企業説明会の開催又は参加
- （2） 自社ホームページの新設又はリニューアルに伴う採用専用サイトの作成
- （3） 自社PR動画又は自社パンフレットの作成
- （4） 求人広告の掲載
- （5） テレビ・ラジオ等のメディアを介した広報
- （6） その他、本目的を達成するためのもので委員長が認めるもの

2 助成対象となる申請事業者は、県ト協の所定義務を満たしていることとする。

（助成の交付額）

第3条 会員事業者に対する助成金の交付額は、当該年度2月末日までに人材確保活動を行った経費（消費税含む）の1/2（100円未満切り捨て）とし、1万円を上限とする。ただし、安全性優良事業者（Gマーク取得事業所）については、経費（消費税含む）の1/2（100円未満切り捨て）とし、2万円を上限とする。

なお、申請については、1事業者上限1万円とし、安全性優良事業者（Gマーク取得事業所）については2万円に到達するまで申請できるものとする。

（交付申請）

第4条 会員事業者は、当該年度4月以降実施したものを、原則月ごとに、その期間中に清算した分をとりまとめて、2月末日までに、様式「人材確保活動支援助成金交付申請書」に必要な書類を添えて県ト協に提出しなければならない。但し、受付期間中において当該年度の予算に達した場合は、受付を終了することもある。

(助成金の交付)

第5条 県ト協は、前条の申請書の提出があったときは、その内容を審査し、適正であると認めたときは、会員事業者に対して助成金を交付する。

(助成金の返還)

第6条 提出された書類の記述内容に誤りが認められる場合は、その事実を確認した上で、助成金の返還を求めることがある。

(その他必要な事項)

第7条 この要綱に定めるほか、助成金の交付に関するその他の必要事項は、労働委員会で協議することとする。

(付則)

この要綱は令和3年4月1日から適用する。

令和4年8月1日一部改定

令和5年5月16日一部改正

令和6年5月1日名称変更

令和7年5月30日一部改正